

平成 30 年度税制改正の概要（事業継承税制等）

平成 30 年税制改正について、今回はこれまでの所得税、法人税以外のその他税制について主要なものを解説いたします。

1. 事業承継税制の拡充（非上場株式についての相続税・贈与税の納税猶予）

事業承継税制は平成 21 年度創設されましたが、実務での適用に諸問題があり、実際の適用が進みませんでした。平成 30 年度で要件等が抜本的に緩和されました。

項目	従来制度	改正後
(1) 要件の緩和	・対象会社の総株式の 2/3 が対象 ・税の猶予割合 80% (負担 20%) ・事業継承後 5 年で平均 8 割の雇用維持	・対象会社の全株式を対象 ・税の猶予割合 100% (負担 0%) ・雇用維持要件の弾力的な対応
(2) 事業継承パターンの拡充	・先代経営者 (1 名) から次世代 (1 名) への継承	・先代経営者以外の所有株式も対象可能 ・事業継承者を複数とすることも可能
(3) 事業承継後の負担軽減	会社を譲渡、解散した際に税額の再計算を行い、 <u>過度な負担となることを防止。</u>	
期間及びその要件	・平成 30. 1. 1 から平成 39. 12. 31 までの相続又は贈与について適用されます (10 年間のみ) ・平成 35. 3. 31 までに「 <u>特別承継計画</u> 」を都道府県 (山形県の場合は「 <u>商工労働部中小企業振興課</u> 」) に提出した場合に限られます。従って、「 <u>まずは計画書を提出する</u> 」ことが必須で、実際の贈与はその後平成 39 年末までに行えばよいです。	
適用のための進め方	すでに中小企業庁のサイトに、申請書等の様式が掲載されました。また国税庁のサイトでは「 <u>事業承継税制特集</u> 」が掲載されています。 これからの非上場株式の相続税対策は、この事業承継税制の適用をまず検討する必要がある、と言えます。しかし複雑な制度であり、実施後の定期的な報告が必要になるなどの負担もあります。 弊事務所では、今後セミナー等を開催して詳しくご案内する予定です。	

2. 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

同族関係者を中心として一般社団法人等 (持分のない法人) を節税目的で設立し、贈与税・相続税の負担を過度に軽減させる方法が散見されました。しかし、平成 30. 4. 1 からは従来課税を逃れられていた社団法人等であっても、同族役員や特殊関係者が法人役員の 1/2 以上等の要件を満たす場合、当該一般社団法人等自体に贈与税・相続税が課されることになりました。

なお、平成 30. 3. 31 以前に設立された一般社団法人等については、平成 33. 4. 1 以降の相続について適用されます。

3. 国際観光旅客税の創設



海外から日本への観光を促進するために、観光基盤の拡充・強化の整備財源として、日本から出国する旅行者 (日本人も対象) から 1 回につき 1,000 円を徴収されます (平成 31. 1. 7 以降の出国から適用)。チケット代金に上乗せする等の方法で支払うことになります。

@5月の予定

- 5/10 ・ 4 月分源泉所得税
・ 住民税の特別徴収税額納付期限
- 5/31 ・ 3 月決算法人の確定申告
・ 6, 9, 12 月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

